

議員発案第 3 号

学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高校への助成の
充実を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「学費と教育条件の公私間格差
是正に向けて、私立高校への助成の充実を求める意見書」を提出するものとする。

平成 30 年 10 月 3 日 提出

提 出 者 三条市議会議員 野 寄 久 雄

賛 成 者 三条市議会議員 杉 井 旬

同 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高校への助成の
充実を求める意見書

新潟県では、高校生の約2割が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

平成22年度から始まった私立高校生への国の就学支援金制度は、平成26年度の見直しによって加算支給額の増額及び加算支給対象世帯の範囲の拡大が行われた。これに新潟県独自の学費軽減制度が加わり、学費負担は一定程度の軽減を見た。しかし、この学費軽減の支援を受けることができる年収910万円未満程度の世帯では、初年度納入金の負担が約17万円から46万円残る。こうした中、昨年12月、政府発表の新しい経済政策パッケージには、年収590万円未満世帯の私立高校授業料の実質無償化が記されており、その政策の実現と併せて、県独自の学費軽減制度の一層の拡充を進めれば、学費の公私間格差を大幅に縮小させることができる。

また、私立高校の経常的経費に対する助成は2分の1以内に限定されてきたために、とりわけ教育条件において公立高校との格差が生じている。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校では約8割を占めるのに対し、私立高校では約6割にとどまっており、不足分を常勤講師など期限付の教員で補っているのが現状である。教育はその継続性が求められ、とりわけ私立高校においては建学の精神に基づく独自の教育が行われており、その学校独自の伝統を継承していく必要から専任教員の増員は不可欠である。専任教員の増員など教育条件の向上を図るため、経常的経費への助成を一層増額することが求められる。

よって、新潟県においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 私立高校生への新潟県独自の学費軽減制度を拡充すること。
- 2 私立高校への経常的経費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

三条市議会議長 阿部 銀次郎

[提出先]

新潟県知事